

赤村国土強靱化地域計画

令和4年3月

赤村

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
第2章	赤村の地域特性	4
1	自然的条件	4
2	社会的条件	5
3	災害想定	6
第3章	強靱化の基本的な考え方	11
1	基本目標	11
2	強靱化を推進する上での基本的な方針	11
第4章	強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	13
1	脆弱性評価の考え方	13
2	対象とする災害リスク	13
3	事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定	14
4	施策分野の設定	16
5	脆弱性の評価	16
第5章	強靱化施策の推進方針	17
1	施策の推進方針の考え方	17
2	リスクシナリオごとの推進方針	17
第6章	計画推進の方策	36
1	計画の推進体制	36
2	計画の進捗管理と見直し	36
	(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	37
	(別紙2) 施策別関連リスクシナリオ整理表	59

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

このような背景から、国は、大規模な自然災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組みを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。また、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、基本計画の変更を行った。

福岡県においても、基本計画を踏まえ、平成28年3月に策定し、令和元年6月に改定した「福岡県地域強靱化計画」（以下「県強靱化計画」という。）に基づき、県内の全域にわたる強くしなやかな地域づくりのための取組みを進めている。

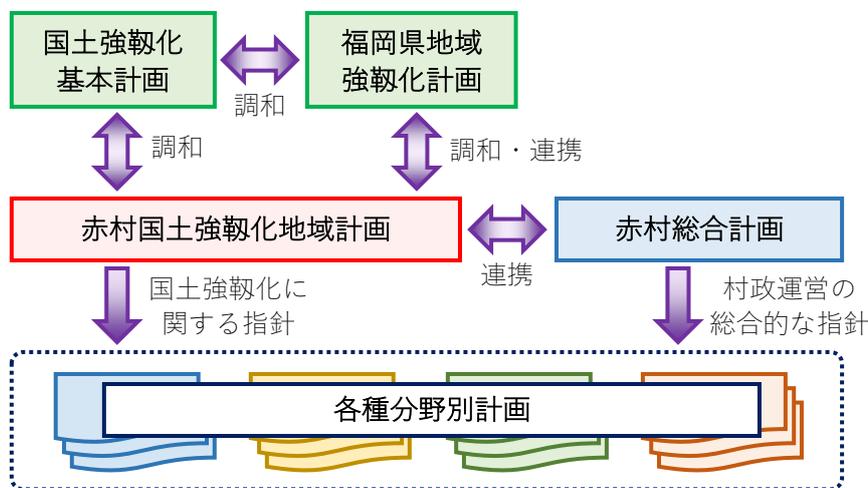
赤村においても、基本計画及び県強靱化計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた地域の強靱化を推進するため、「赤村国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

(1) 基本法に基づく位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するもので、村政運営の指針である「赤村総合計画」と連携しながら、村の各種分野別計画の国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画と位置付ける。

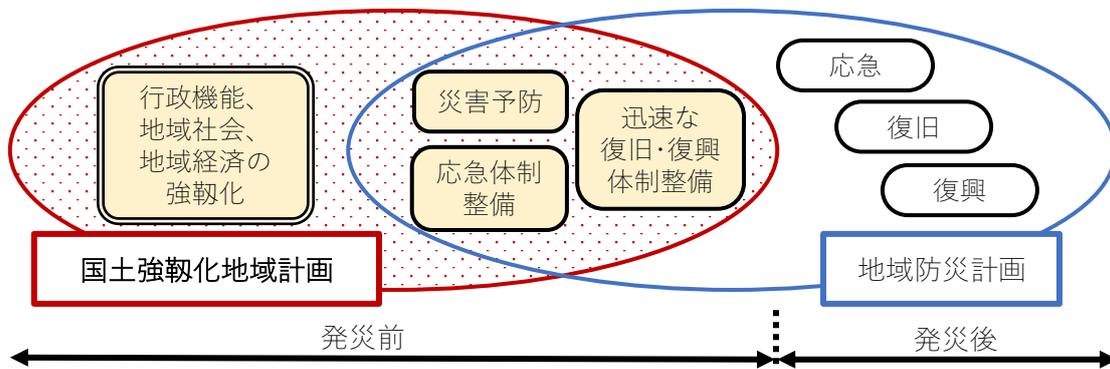
また、基本法第 14 条の規定に基づき、基本計画と調和を保つとともに、県強靱化計画における施策の展開方向と調和・連携を図るものとする。



(2) 地域防災計画との関係

本村では、災害対策基本法に基づき「赤村地域防災計画」を策定し、地震や風水害等の災害リスクごとの予防対策、応急対策、復旧対策として実施すべき事項を定めている。

一方、本計画は、災害リスクごとの対策を定めたものではなく、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を事前につくりあげ、持続的に展開していこうとするものである。



3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 赤村の地域特性

1 自然的条件

(1) 位置・面積

本村は、北緯 33 度 37 分、東経 130 度 52 分、福岡県の北東部に位置し、東はみやこ町、西は大任町、北は香春町、南は添田町と接している。東西 4.2km、南北 8.4km と南北に細長く、標高は 95m、面積は 31.98km²である。

(2) 地勢・地質

本村は、英彦山古処山地、貫山地の山地地形により形成され、村域のほぼ中央を今川が流下し、河川沿いには砂礫台地が広がる細長い盆地が形づくられている。南部は英彦山古処山地からなる中起伏山地、小起伏山地及び山麓地、中央部は今川等の河川沿いの扇状地性低地や砂礫台地、北部は貫山地からなる小起伏山地及び山麓地から形成され、村域において低地は限られている。土地は肥沃で、昔から良質米が生産されており、山間部一帯では、緑と清流がつくりだした素晴らしい景観に恵まれている。

地質分布は大きく二つに区分され、一つは今川等の沿川に分布する砂・礫・粘土等から構成される未固結堆積物の沖積層であり、もう一つは山地・山麓地に広く分布する中生代の深成岩である閃雲花崗岩・黒雲母花崗岩、花崗閃緑岩である。花崗岩は風化しやすく、非常にもろく崩れやすい真砂土となる。

(3) 気候

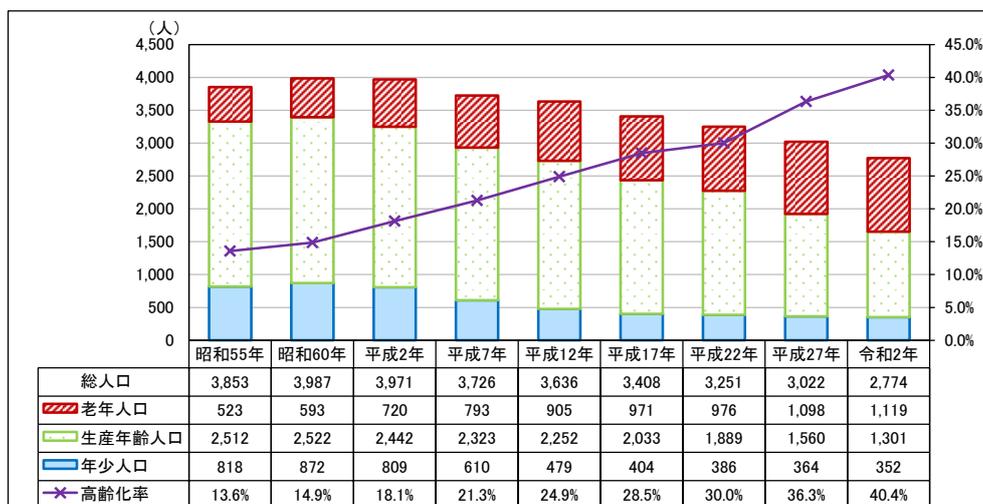
九州北部に位置する本村は、西九州内陸型の気候区に属し、温暖な気候である。添田観測所における気象観測結果によると、年降水量の平年値（平成3年～令和2年の30年間）は 1,970.5mm、年平均気温の平年値は 15.3℃となっている。内陸型地形であるため寒暖の変動が激しく、梅雨と台風の影響で6月、7月に降水量が多い。

2 社会的条件

(1) 人口

令和2年国勢調査によると、本村の人口は2,774人で、昭和60年の3,987人をピークに減少を続けている。年齢3区分別人口をみると、15歳未満が352人(12.7%)、15～64歳が1,301人(46.9%)、65歳以上が1,119人(40.3%)となっており、今後も高齢化が進行していくことが予想される。

【赤村の人口推移】



(2) 土地利用

本村の民有地面積は、平成29年には1505.5haとなっており、内訳は、宅地が75.6ha(5.0%)、田・畑の農地が434.4ha(28.9%)、山林・原野が936.5ha(62.2%)、雑種地・その他が58.9ha(3.9%)となっている。民有地面積が増加しており、宅地や山林・原野、雑種地・その他が増加している中で、農地は減少してきている。

(3) 交通

本村は、福岡市から真東へ約40km、北九州市から真南へ約30km、行橋市から南西へ約20kmの位置にある。村域内を平成筑豊鉄道田川線が通り、村の中央部でカーブする形で東から北西へ向かって貫いている。

道路は、県道34号行橋添田線が東西に、県道418号英彦山香春線が南北に走り、この2路線を中心に村道のネットワークが形成されている。村外の九州自動車道小倉南インターチェンジ、東九州自動車道行橋インターチェンジ等が、高速道路の最寄りインターチェンジとなっている。

3 災害想定

(1) 風水害

① 風水害の履歴

本村における主な気象災害は、台風、梅雨前線の停滞、豪雨等による被害があげられる。台風や梅雨前線がもたらす大雨による被害は、河川の氾濫による浸水、農地の冠水、急傾斜地等の山地斜面の崩壊等によるものである。

昭和以降には、昭和5年や昭和28年などに被災規模の大きい風水害が発生した。近年では、平成24年7月の九州北部豪雨による被害が発生している。

【風水害の履歴】

年月日	被害状況等
昭和5年7月18日	九州大暴風雨、北部九州は被害甚大、福岡県の死者22人、住宅全壊2,055戸、半壊4,200戸、送電停止のため筑豊方面の採炭中止
昭和7年7月7日	豪雨、田川の浸水300戸
昭和10年6月27日 ～7月2日	豪雨のため各地で出水、田川郡下で死者9人、家屋全壊48戸
昭和13年6月	豪雨、彦山川・中元寺川氾濫
昭和28年6月25日 ～6月29日	梅雨前線の停滞のため九州北部に豪雨、5日間降雨量は田川市で535.1mm、遠賀川流域で死傷者231人（うち死者20人）
昭和29年7月30日	筑豊を中心に北部九州は梅雨豪雨、田川で降雨量240mm、中元寺川、穂波川、庄内川などが決壊、筑豊8町村に災害救助法を発動
昭和30年9月30日	台風22号、筑豊最大風速29.1m/s、田川署管内家屋全壊15戸、死者4人、重傷者3人
昭和43年2月15日	北部九州で豪雨、筑豊で死傷者5人
平成21年7月24日 ～7月26日	中国・九州北部豪雨
平成24年7月11日 ～7月14日	九州北部豪雨
平成29年7月5日 ～7月8日	九州北部豪雨

② 風水害の危険性

本村において風水害を受ける可能性がある箇所は、次のとおりとなっている。

【村内で風水害により被害を受ける可能性のある箇所】

災害形態	危険区域・箇所	箇所数
水害	重要水防箇所【県知事管理区間】	2か所
	災害危険河川区域	2か所
	防災重点ため池	22か所
土砂災害	砂防指定地箇所	7か所
	土石流危険溪流	24か所
	地すべり危険箇所	1か所
	急傾斜地崩壊危険区域	1か所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）	22か所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）	53か所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）	2か所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅱ）	2か所
	土砂災害警戒区域（土石流）	45か所
	※うち土砂災害特別警戒区域	※43か所
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	166か所
	※うち土砂災害特別警戒区域	※158か所
土砂災害警戒区域（地滑り）	1か所	
山地災害	山腹崩壊危険地区（民有林）	45か所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	29か所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	27か所

(2) 地震災害

① 地震災害の履歴

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で甚大な被害を経験した。本村は、震度4（最大）で人的被害等はなかった。

福岡管区气象台での有感地震記録によると、明治37年の観測開始以来、県内で震度5弱以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震と平成28年の熊本地震の計3回である。1990年代までに震度4を経験したのは、昭和16年の日向灘、昭和43年の愛媛県西方沖、平成3年の周防灘、平成8年の日向灘、平成9年の山口・島根県境付近の計5回だったが、2000年代に入って以降は、合計19回となっている。

本村で震度4以上を観測したのは、平成17年の福岡県西方沖地震と平成28年の熊本地震の計2回である。

【赤村における震度別地震回数（20年間）】

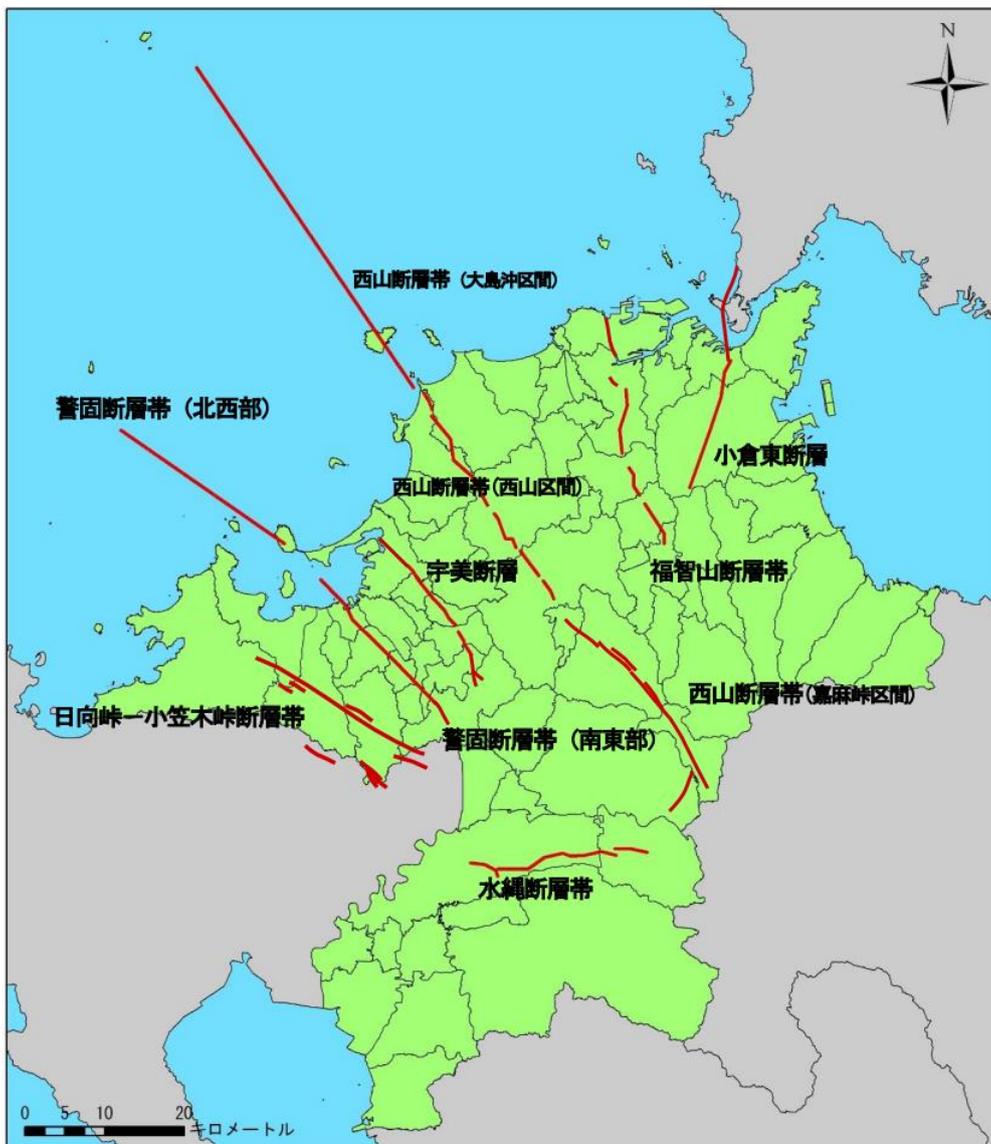
期間	震度									合計
	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	
平成14年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成15年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成16年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成17年	18	3	1	1	0	0	0	0	0	23
平成18年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
平成19年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成20年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
平成21年	7	1	1	0	0	0	0	0	0	9
平成22年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成23年	4	2	0	0	0	0	0	0	0	6
平成24年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
平成27年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
平成28年	68	13	6	1	0	0	0	0	0	88
平成29年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成30年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
令和元年（平成31年）	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
令和2年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
令和3年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

② 地震災害の想定

赤村に関する地震災害として、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）では、福岡県の代表的活断層（小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層の 4 つの断層）が存在する地域でマグニチュード 6.9～7.3 クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、M6.9、深さ 10 km の地震動を基盤一定に与えた被害想定が行われている。

このうち、本村に大きな影響を及ぼすのは、小倉東断層、西山断層及び基盤地震動一定における地震であり、建物被害や人的被害が予測されている。

【福岡県内で確認されている活断層の位置】



【赤村の地震被害想定結果】

区分		小倉東断層北東部	西山断層南東部	警固断層南東部	水縄断層西部	基盤地震動一定
地震の規模〈M：マグニチュード〉		6.9	7.3	7.2	7.2	6.9
震源の深さ		2～10.5km	2～17km	2～17km	2～17km	10km
最大震度		6弱	6弱	6弱	6弱	6弱
液状化危険度（最大）		低い	低い	低い	低い	低い
崩壊面	危険度A斜面数	0	1	0	0	2
	被災棟数	0	0	0	0	0
地震火災被害	全出火件数	0	0	0	0	1
	炎上出火件数	0	0	0	0	0
	消火件数	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0
建物被害棟数	全壊・木造棟数	17	60	5	10	95
	大破・非木造棟数	0	1	0	0	2
	全壊・大破 棟数計	17	61	5	10	97
	半壊・木造棟数	36	62	11	24	91
	中破・非木造棟数	0	2	0	0	3
	半壊・中破 棟数計	36	64	11	24	94
	全・半壊、大・中破 棟数計	53	125	16	34	191
被害箇所	上水道管〈か所〉	3	6	1	1	11
	下水道管〈か所〉	0	0	0	0	0
	都市ガス管〈か所〉	0	0	0	0	0
	電力（電柱）〈本〉	0	0	0	0	1
	電話（電話柱）〈本〉	0	0	0	0	1
人的被害人数	死者	1	3	0	1	6
	負傷者	109	236	53	80	311
	要救出現場数	7	24	2	4	39
	要救出者数	4	15	1	2	24
	要後方医療搬送者数	11	24	5	8	31
	避難者数	25	89	7	15	142
生活支障	住居制約世帯数	189	390	63	66	692
	食料・飲料水制約世帯数	178	356	59	59	652
	電気制約世帯数	0	0	0	0	227
	情報通信制約回線数	0	0	0	0	50
	教育制約施設数	0	0	0	0	0
	エレベーター閉じ込め者数	0	0	0	0	0
	帰宅困難者数	336	336	336	336	336

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標及び県が県強靱化計画に掲げる基本目標を踏まえ、次のとおり設定する。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速に復旧復興が図られること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画及び県強靱化計画との調和・連携を図る観点から、国及び県の基本的な方針に準じることとし、その上で、地域の特性を踏まえ、特に次の点に留意して本村における国土強靱化を推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

① PDCA サイクルの実施

国土強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害がいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCA サイクル (Plan-Do-Check-Action) による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

② 「基礎体力」の向上

自然災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、国土強靱化の取組みを通じて、地域の社会・経済が有する「基礎体力」の向上を図る。

③ 代替性・冗長性の確保

インフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の

確保に努める。

- ④ 平常時の有効活用を踏まえた対策
非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時の活用も念頭においていた対策となるよう工夫する。

(2) 取組みの効果的な組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
施設整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することを踏まえ、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ② 各主体との連携の強化
県や国、他市町村等との広域連携が重要となるため、平常時から訓練等を通じて相互の連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。
- ③ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携
国土強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や地域で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であることから、官（国、県、村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携し、自助・共助・公助の特性に応じた組み合わせと役割分担の下、一体的に取り組む。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

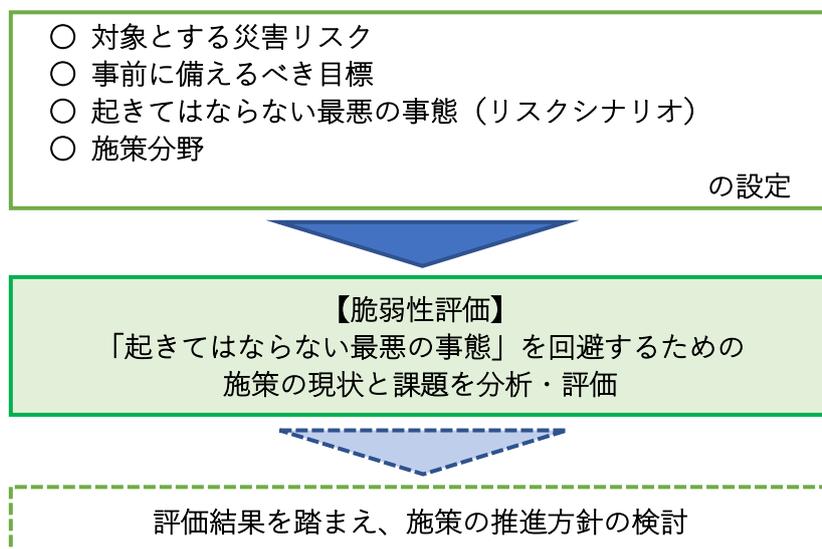
- ① 施設等の効率的かつ効果的な維持管理
公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。
- ② 強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備に努める。
- ③ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員等の地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組みを含め、十分な配慮を行う。

第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す重要なプロセスとされており、本村では、国が示す評価手法を参考に、次の手順により本村で想定される自然災害のリスクを踏まえた脆弱性評価（災害リスクに対して現状のどこに問題があるか、どこが弱点となっているのかの検討）を実施した。

【脆弱性評価の手順】



2 対象とする災害リスク

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本村における過去の災害被害並びに基本計画及び県強靱化計画を踏まえ、本計画では、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とした。

3 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定

基本計画における8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」、県強靱化計画における8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を参考に、本村の地理的条件、社会・経済的条件や災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、本計画における8つの「事前に備えるべき目標」と27の「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）を設定した。

事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【事前に備えるべき目標とリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の被害による村域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策の分野として、基本計画及び県強靱化計画を参考に、次の8つの個別施策分野と4つの横断的施策分野を設定した。

区分	施策分野	
個別 施策分野	1	住宅・建築
	2	保健医療・福祉
	3	産業
	4	交通・物流
	5	農林水産
	6	土地保全・利用
	7	環境
	8	行政機能／防災・消防等
横断的 施策分野	9	リスクコミュニケーション
	10	人材育成
	11	官民連携
	12	老朽化対策

5 脆弱性の評価

27 のリスクシナリオごとに、関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において把握し、リスクシナリオを回避するための強靱化施策として整理した上で、施策ごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、脆弱性評価の結果は、「(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果」のとおりである。整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避のために最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略して「(別紙2) 施策別関連リスクシナリオ整理表」にて整理している。

第5章 強靱化施策の推進方針

1 施策の推進方針の考え方

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針をリスクシナリオごとに整理した。

また、計画の実効性を確保するため、一定の具体性を持たせることが重要と考えられる推進方針に基づき実施する具体的事業（個別事業）については、必要に応じて見直しを行うため、「(別冊) 個別事業一覧」にて整理した。

なお、本計画で設定した27のリスクシナリオについては、どの事態が発生した場合であっても、本村に大きな被害をもたらすことが予想されるものであることから、施策単位での重点化や優先順位付けは行わず、必要に応じて、各施策において重点的・優先的に行うべき方針を示しつつ、強靱化施策の推進を図るものとする。

2 リスクシナリオごとの推進方針

リスクシナリオごとの施策の推進方針は、次のとおりである。

- ※ 施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部署を示す。
- ※ 施策内容の最後に記載する（）内の数字は、関連する施策分野を示す。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

① 住宅、特定建築物等の耐震化【産業建設課、総務課】

建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口を設置するとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。また、耐震化の進んでいる防災上重要な公共施設について、適切な維持管理を行う。(①住宅・建築)

② 学校施設の耐震対策等【教務課】

学校施設について、非構造部材の転倒落下等の防止をはじめとする耐震対策の推進に努めるとともに、施設の適切な維持管理を図る。(①住宅・建築、⑫老朽化対策)

③ 医療施設、社会福祉施設等の耐震化の促進【住民課】

医療施設や社会福祉施設等について、計画的な維持・補修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に耐震改修を促す。(②保健医療・福祉)

④ 応急危険度判定体制の整備【総務課】

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う体制の整備を推進する。(①住宅・建築)

⑤ 住環境等の整備【産業建設課】

災害に強い公営住宅、住環境等の整備を促進するため、県の助言を受けながら、公営住宅整備事業や住宅地区改良事業等の住環境整備事業、狭あい道路整備等促進事業等の国の交付金による各種事業の推進を図る。(①住宅・建築)

⑥ 指定緊急避難場所となる施設等の整備、老朽化対策【総務課、教務課】

指定緊急避難場所となっている施設等について、災害時にも活用できるようその機能を維持するため、改築・更新等や維持管理を適切に行う。(①住宅・建築、⑫老朽化対策)

⑦ 火災予防対策の強化【総務課】

消防本部に対して、火災予防のため、事業所等に対する予防対策の推進を要請する。また、住民に対して、災害発生時の火災の防止と消火の徹底、住宅用防災機器の設置・普及促進に努めるとともに、火災予防運動等による防火意識の高揚を図る。(⑧行政機能/防

災・消防等)

⑧ 消防力の強化【総務課】

消防水利の多様化と適正な配置、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備による地域の消火体制の強化を図るとともに、消防団員の確保、消防団と消防本部や自主防災組織等との平常時からの連携強化を図る。(⑧行政機能／防災・消防等)

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

① 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【産業建設課】

(河川改修)

近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川等について、必要性や緊急性を総合的に判断しながら、県と連携して河川改修に取り組む。(⑥土地保全・利用)

(雨水流出抑制策)

流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を進めるため、必要性について普及啓発を行う。(⑥土地保全・利用)

② 洪水に対するハザードマップの更新等【総務課】

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水浸水想定区域の指定状況等に合わせ洪水ハザードマップを適切に更新し、住民に周知するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練等を実施する。(⑥土地保全・利用、⑨リスクコミュニケーション)

③ 河川における水害対応タイムラインの策定・運用【総務課】

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、県の支援を受け、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを策定し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用する。(⑧行政機能／防災・消防等、⑨リスクコミュニケーション)

④ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【総務課】

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・県・流域の市町村等からなる「遠賀川大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

(⑥土地保全・利用、⑨リスクコミュニケーション)

⑤ 適時適切な避難指示等の発令【総務課】

国が公表した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、避難指示等の発令の判断基準を見直すとともに、適切に避難指示等を発令できる体制を整備する。(⑧行政機能／防災・消防等)

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【産業建設課】

(土砂災害警戒区域等における砂防施設等の整備)

土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等について、保全対象となる人家、医療施設、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に、県と連携して砂防施設等の整備を進める。(⑥土地保全・利用)

(気候変動等の影響を踏まえた重点的整備)

近年、気候変動等の影響により全国的に頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所の砂防施設等については、県と連携し、重点的に施設整備を行う。(⑥土地保全・利用)

(既存ストックを有効活用した対策)

効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を行う。(⑥土地保全・利用)

② 治山施設の整備【産業建設課】

山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山施設の整備を推進する。(⑤農林水産)

③ 土砂災害に対するハザードマップの更新、避難体制の強化【総務課】

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを踏まえた土砂災害ハザードマップの更新に加え、県と連携して、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知等の取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。(⑥土地保全・利用、⑨リスクコミュニケーション)

④ 山地災害危険地区の周知【総務課、産業建設課】

山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地

災害危険地区」について、県の指定状況を踏まえながら、地域住民への周知を図る。(5 農林水産、9 リスクコミュニケーション)

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

① 防災情報通信基盤の整備【総務課】

法令に基づく情報の収集・伝達を確実にを行うため、村と県及び防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの継続的な維持管理に協力するとともに、災害時等において効果的に運用できるよう、操作等の習熟に努める。(8 行政機能／防災・消防等)

② 災害情報収集システムの活用【総務課】

災害現場の写真をアップロードし、自動的に電子地図上に表示できる災害情報収集システムを活用した県の一斉演習に村職員が参加し、県と連携した災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図る。(8 行政機能／防災・消防等)

③ 多数の人が集まる場所等における避難対策【総務課】

多数の人が利用する施設の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。また、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段の多重化に努める。(11 官民連携)

④ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務課】

避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルの作成を図る。(8 行政機能／防災・消防等)

⑤ 避難行動要支援者の避難支援【総務課】

村職員や自主防災組織を対象とした県の開催する研修会や訓練を活用し、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。(10 人材育成)

⑥ 福祉避難所への避難体制の整備【総務課】

県と連携して要配慮者及びその家族の参加する研修会や避難訓練を実施するなど、要配慮者の福祉避難所への避難体制の構築を図る。(9 リスクコミュニケーション)

⑦ 外国人・観光客等に対する支援【総務課】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平常時から県の作成した多言語防災ハンドブックによる防災に関する知識の普及に努めるとともに、多言語での情報提供を行うため、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。**(⑧行政機能／防災・消防等)**

⑧ 防災教育の推進【総務課、教務課】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校で防災に関する学習や防災訓練を実施するとともに、教職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新を図る。**(⑧行政機能／防災・消防等、⑨リスクコミュニケーション)**

⑨ 避難行動等の教訓の広報啓発【総務課】

過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取組み等をまとめた福岡県防災ハンドブックを活用し、各種会議やイベント等の機会を通じて災害時の教訓の普及啓発を図る。**(⑨リスクコミュニケーション)**

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

① 公助による備蓄・調達の推進【総務課】

災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。また、福岡県備蓄基本計画に定められた目標量の備蓄を推進するほか、物資の供給等に関する協定の締結先の拡大を図る。(⑧行政機能／防災・消防等)

② 自助・共助による備蓄の促進【総務課】

研修・訓練時の普及啓発や広報誌等による広報を通じて、住民や自主防災組織、事業所、施設等における備蓄を促進する。(⑨リスクコミュニケーション)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 分散型エネルギーの導入促進【総務課、住民課】

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム（天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として発電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、有効利用するシステム）などの自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、県や事業者と連携し、導入促進を図る。(⑦環境)

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

① 常備消防の充実強化の促進【総務課】

消防本部について、消防車両、資機材等の整備充実を促進するとともに、応援体制や活動現場での部隊運用がより円滑に行えるよう、平常時からの福岡県消防相互応援協定に基づく相互応援体制の整備の促進や大規模災害に備えた近隣市町村との相互応援協定の締結に努める。(⑧行政機能／防災・消防等)

② 消防団の充実強化【総務課】

消防団活動の周知を行うほか、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善や他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めることによる団員確保に努めるとともに、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を働きかける。(8行政機能／防災・消防等)

③ 自主防災組織の充実強化【総務課】

地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組みにより、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。(9リスクコミュニケーション)

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

① 帰宅困難者に対する支援【総務課】

帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、県の助言を受けながら、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結に努める。(11官民連携)

2-5 被災地における医療機能の麻痺

① 避難所・現場救護所における医療機能確保【総務課、住民課】

災害時の円滑な医療活動のため、一般社団法人田川医師会等との連携により、医療情報の収集に努めるほか、医療救護チーム等の派遣を要請できる体制を維持し、避難所や災害現場における医療機能の確保を図る。(2保健医療・福祉)

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

① 感染症・疫病の予防・まん延防止【住民課】

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、平常時から感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。また、予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、平常時から県や国、関係機関との連携、情報共有を図る。(2保健医療・福祉)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 健康管理体制の構築【住民課】

被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、県の作成したマニュアルに基づき、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。(②保健医療・福祉)

② 福祉避難所の設置・運営【総務課、住民課】

設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の適切な設置・運営を推進する。(②保健医療・福祉)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

① 防災拠点となる公共施設の整備【総務課】

村の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。(8行政機能/防災・消防等)

② 業務継続体制の確保【総務課】

職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限に留めながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、村役場庁舎や業務全体を対象にした業務継続計画を策定し、災害時における業務の継続体制を確保する。(8行政機能/防災・消防等)

③ 各種防災訓練の実施【総務課】

住民及び村職員の防災意識の高揚と地域防災力の向上、防災担当職員の技術の向上、関係機関とのさらなる連携強化を図るため、各種防災訓練を実施するとともに、県や関係機関の実施する防災訓練に積極的に参加する。(8行政機能/防災・消防等、9リスクコミュニケーション)

④ 受援体制の確保【総務課】

大規模災害発生時に村外からの広域的な応援・支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な災害対応を行うため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施する。受援計画の見直しに当たっては、受援訓練の検証結果を踏まえ、受援に係る災害対応能力の向上を図る。(8行政機能/防災・消防等)

⑤ 罹災証明の迅速な発行【総務課】

罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの導入について検討を行うとともに、住家被害認定の調査・判定方法についての県の研修を村職員が受講するなど、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化する。(8行政機能/防災・消防等)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

① 情報伝達手段の整備【総務課】

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を図るとともに、災害情報共有システム（Lアラート）を通じて、災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供する。（⑧行政機能／防災・消防等）

② 防災メール・まもるくんの運用【総務課】

気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、県が運用する防災メール・まもるくんの登録者数の拡大に向けた住民への周知を図る。（⑧行政機能／防災・消防等）

③ 災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

住民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に取得、利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、住民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。（⑨リスクコミュニケーション）

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

① 各主体と連携したエネルギー需給の確保【総務課、住民課】

エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、さらなるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト（大規模停電）などエネルギーインフラ（送電線・ガス管等）が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や住民等にも働きかける。（⑦環境）

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化推進【産業建設課】

国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画を策定し、耐震性能を有する水道施設の整備を図る。（①住宅・建築）

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

① 浄化槽の整備【住民課】

老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽への理解の促進と普及に努めるとともに、設置を補助する。（⑦環境）

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

① 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【産業建設課】

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路のり面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、県と連携して、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。（④交通・物流）

② 道路橋梁の耐震対策【産業建設課】

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な

損傷を防止するための耐震対策工事を行う。(④交通・物流)

③ 緊急輸送道路等の整備【産業建設課】

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置付けられた道路について、改良整備などを促進するとともに、緊急輸送道路へアクセスする道路等の整備を重点的に進める。(④交通・物流)

④ 啓開体制の強化【産業建設課】

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。(④交通・物流)

⑤ 道路の雪寒対策の推進【産業建設課】

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報板等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、県と連携してソフト・ハード両面での取組みを推進する。(④交通・物流)

⑥ 生活道路の整備【産業建設課】

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。(④交通・物流)

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

① 道路施設の老朽化対策【産業建設課】

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。(④交通・物流、⑫老朽化対策)

② 河川管理施設の老朽化対策【産業建設課】

河川管理施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。(⑥土地保全・利用、⑫老朽化対策)

③ 砂防施設等の老朽化対策【産業建設課】

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定

し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。(⑥土地保全・利用、⑫老朽化対策)

④ 治山施設の老朽化対策【産業建設課】

治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う。(⑤農林水産、⑫老朽化対策)

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

① 企業BCPの策定促進【総務課、産業建設課】

福岡県中小企業団体中央会が行う事業継続計画（BCP）策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや村商工会が行う窓口相談などの取組みを通じて、村内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。（③産業）

② 商工業者への事業継続支援【総務課、産業建設課】

地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、協議会の各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。また、村商工会と共同で作成した、防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた事業継続力強化支援計画に基づき、村内事業所の事業継続力の強化を図る。（③産業）

③ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【産業建設課】

多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備を促進し、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める。（④交通・物流）

6-2 食料等の安定供給の停滞

① 農地の防災・減災対策【産業建設課】

湛水被害が生じている地域を対象とした排水機、排水樋門、排水路等の整備等の農地の湛水被害の防止・軽減を図る対策のほか、地すべり防止施設の計画的な維持管理や施設の更新を促進する。（⑤農林水産、⑫老朽化対策）

② 農業水利施設の老朽化対策【産業建設課】

農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。（⑤農林水産、⑫老朽化対策）

③ 農道・林道の整備、保全【産業建設課】

災害時に避難路や輸送道路の代替・う回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道のトンネルや橋梁の点検・診断を実施する。**(5農林水産)**

④ 農業用ハウスの補強【産業建設課】

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、県と連携して、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

(5農林水産)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策【産業建設課】

防災重点ため池を中心に、県と連携して、浸水想定区域図の作成とハザードマップによる住民への周知など必要なソフト対策や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。(⑤農林水産)

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

① 有害物質の流出等による被害拡大の防止【住民課】

災害に起因する有害物質の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、有害物質の流出等により住民の生命身体に危険のおそれがあると認められる場合は、住民に対して周知等を行う。(⑦環境)

7-3 農地・森林等の被害による村域の荒廃

① 地域における農地・農業水利施設等の保全【産業建設課】

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。(⑤農林水産)

② 荒廃農地対策【産業建設課】

県や村農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する。(⑤農林水産)

③ 森林の整備・保全【産業建設課】

森林の荒廃を未然に防止するため、福岡県森林環境税を活用して、間伐率を通常より高く設定した強度間伐による針広混交林化等を実施するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、県と連携して、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を補助する。(⑤農林水産)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、村災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努めるとともに、実効性の向上に向け、村職員等の人材育成を図る。(⑦環境)

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 防災担当職員等の育成【総務課】

大規模災害時には、復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会への参加等による防災担当職員の育成を図る。(⑧行政機能／防災・消防等)

② 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築【総務課】

災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。(⑧行政機能／防災・消防等)

③ 災害ボランティア活動の強化【総務課】

災害ボランティアコーディネーターの育成や村社会福祉協議会とNPO・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携して研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を推進する。(⑨リスクコミュニケーション)

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① 地域コミュニティの活性化【教務課】

地域コミュニティ活性化に取り組むため、県の開催する市町村職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会への積極的な参加を推進するとともに、地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う。(⑨リスクコミュニケーション)

② 被災者等支援制度の周知【総務課、住民課】

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度を取りまとめて、被災者に速やかに周知する。(⑨リスクコミュニケーション)

③ 貴重な文化財の喪失への対策【教務課】

文化財所有者・管理者等に対して、破損防止対策や点検整備を指導し、被害を最小限に留めるよう努める。また、修理の実施に合わせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進するとともに、文化財の被害に備え、修復技術が伝承されるよう努める。(⑨リスクコミュニケーション)

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 地籍調査の推進【産業建設課】

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、土砂災害警戒区域等の災害が想定させる地域の地籍調査を推進する。(⑥土地保全・利用)

② 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【総務課、産業建設課】

災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。(①住宅・都市)

③ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【産業建設課】

被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県の作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。(①住宅・都市)

第6章 計画推進の方策

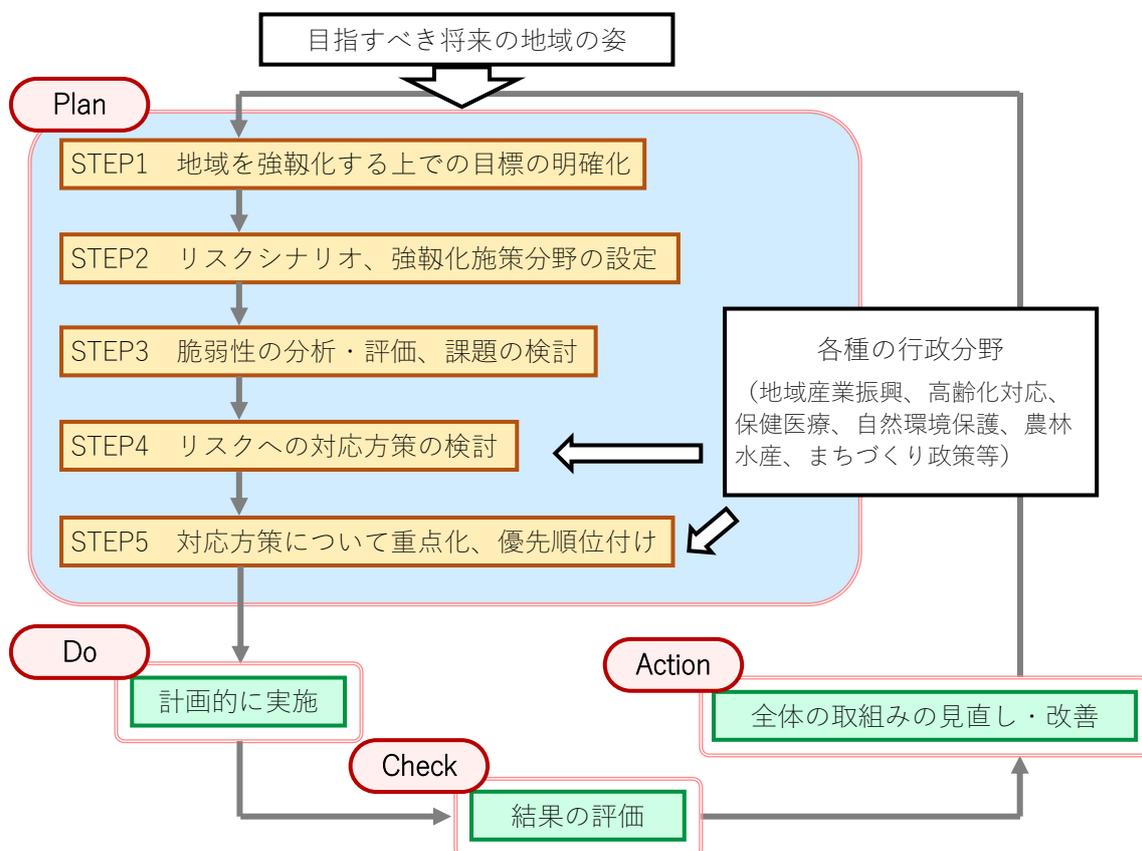
1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、部局横断的な体制で全庁的に取り組むとともに、強靱化に係る施策を実効性あるものとするため、村だけでなく、国、県、他市町村、民間事業者等と緊密に連携する。

2 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、各施策の進捗状況や目標の達成度を検証してPDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、さらなる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、本計画の計画期間である5年を目途に計画内容の見直しを行うものとするが、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。



(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

① 住宅、特定建築物等の耐震化【総務課、産業建設課】

国・県の補助制度を活用し、昭和56年以前の旧耐震基準の木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助や危険ブロック塀の除却の補助などを行っており、引き続きこのような取り組みが必要である。また、防災拠点となる村役場庁舎等の公共建築物について耐震診断を行っており、おおむね耐震基準を満たしているが、災害時に備えて適切な維持管理が必要である。(①住宅・都市)

② 学校施設の耐震対策等【教務課】

校舎、屋内運動場の耐震化は完了しており、天井や窓ガラス、収納棚等の非構造部材の転倒落下等の防止をはじめとする耐震対策の推進や施設の適切な維持管理を図る必要がある。学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保は極めて重要であり、引き続き耐震対策の推進が必要である。(①住宅・都市、⑫老朽化対策)

③ 医療施設、社会福祉施設等の耐震化の促進【住民課】

災害時に重要な役割を果たす医療施設や避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設について、耐震面で十分ではない施設では耐震改修工事の実施を促進し、一定の耐震強度を有する施設では、適切な維持やさらなる強化を促していくことが必要である。(②保健医療・福祉)

④ 応急危険度判定体制の整備【総務課】

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を県が開催し、登録を行っており、これらを活用した村職員の育成や判定士の確保により、被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐことが必要である。(①住宅・都市)

⑤ 住環境等の整備【産業建設課】

県の助言を受けながら、公営住宅整備事業や住宅地区改良事業等の住環境整備事業、狭あい道路整備等促進事業等の国の交付金による各種事業を推進し、災害に強い公営住宅、住環境等の整備を進めていく必要がある。(①住宅・都市)

⑥ 指定緊急避難場所となる施設等の整備、老朽化対策【総務課、教務課】

指定緊急避難場所として指定されている施設等について、その機能を維持するとともに、災害時にも活用するため、改築・更新等や維持管理を適切に行う必要がある。(①住宅・都市、⑫老朽化対策)

⑦ 火災予防対策の強化【総務課】

法令に基づき消防本部が行う事業所等に対する予防査察等の火災予防対策の実施を要望していくとともに、住民に対して、住宅防火診断等を通じての災害発生時における火災の防止と消火の徹底、住宅用防災機器の設置・普及促進、火災予防運動や講習会等による防火意識の高揚を図る必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

⑧ 消防力の強化【総務課】

消防水利の多様化と適正な配置を図るとともに、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備による地域の消火体制の強化を図る必要がある。また、消防団の組織整備や施設・車両・活動資機材等の充実、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実、幅広い層への働きかけによる団員の確保に努めるほか、消防団と消防本部や自主防災組織等との平常時からの連携強化を図る必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

① 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【産業建設課】

(河川改修)

近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川等について、必要性や緊急性を総合的に判断しながら、県と連携して河川改修に取り組むことで、大雨による洪水被害の軽減・防止を図る必要がある。(⑥土地保全・利用)

(雨水流出抑制策)

県内で、流域の都市化により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制や雨水タンク設置に係る助成制度の創設、学校施設への雨水タンク設置の取組みなどが県内で進められており、雨水流出抑制対策を進めていくため、必要性について普及啓発を行う必要がある。(⑥土地保

全・利用)

② 洪水に対するハザードマップの更新等【総務課】

想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップ(防災マップ)を作成・公表しており、水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、浸水想定区域等について住民に周知するとともに、ハザードマップを活用した防災訓練等を実施していく必要がある。(⑥土地保全・利用、⑨リスクコミュニケーション)

③ 河川における水害対応タイムラインの策定・運用【総務課】

河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを作成することは、被害を最小限にするために有効であり、災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、水害対応タイムラインを策定し、住民に対する適時適切な情報提供や避難誘導等に活用していく必要がある。(⑧行政機能/防災・消防等、⑨リスクコミュニケーション)

④ 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【総務課】

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・県・流域の市町村等からなる「遠賀川大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しており、今後もこのような取組みを行う必要がある。(⑥土地保全・利用、⑨リスクコミュニケーション)

⑤ 適時適切な避難指示等の発令【総務課】

国が、「避難情報に関するガイドライン」において、避難指示等を発令する際の発令基準やその伝達方法を示しており、これを踏まえ、村の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等の見直しを行っており、村の状況やガイドラインの改訂状況にしたがって発令基準等の見直しを引き続き行うとともに、災害の発生のおそれがある際に、適切に避難指示等を発令できる体制を整備する必要がある。(⑧行政機能/防災・消防等)

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【産業建設課】

(土砂災害警戒区域等における砂防施設等の整備)

土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域等について、保全対象となる人家、医療施設、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を

中心に、砂防施設等の整備を県が行っており、これに積極的に協力する必要がある。(6 土地保全・利用)

(気候変動等の影響を踏まえた重点的整備)

近年、全国的に頻発する激甚な土砂災害を踏まえ、緊急性・重要性の高い箇所について県が重点的に行う砂防施設等の整備に協力する必要がある。(6 土地保全・利用)

(既存ストックを有効活用した対策)

施設整備を効率的・効果的に進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要がある。

(6 土地保全・利用)

② 治山施設の整備【産業建設課】

山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設の整備を県が行っており、山地災害を防止し、被害を最小限に留め、地域の安全性の向上に資するため、こうした取組みに協力する必要がある。(5 農林水産)

③ 土砂災害に対するハザードマップの更新、避難体制の強化【総務課】

県による土砂災害警戒区域等の指定区域の見直しを踏まえ、土砂災害ハザードマップ(防災マップ)を更新するとともに、県と連携して、啓発パンフレットの配布など住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っており、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者、住宅関係団体に対しては、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度についての説明や周知を行っている。実効性のある土砂災害の警戒避難体制の構築・強化を図るため、このような取組みを継続していく必要がある。(6 土地保全・利用、9 リスクコミュニケーション)

④ 山地災害危険地区の周知【総務課、産業建設課】

県が、山地災害が発生するおそれの高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、県ホームページで情報提供しており、必要に応じて指定・公表の見直しを行っている。山地災害に対する避難体制のさらなる強化を図るため、「山地災害危険地区」について、県の指定状況を踏まえながら、地域住民への周知を図る必要がある。(5 農林水産、9 リスクコミュニケーション)

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

① 防災情報通信基盤の整備【総務課】

地上無線や衛星無線などを組み合わせた二重の無線通信回線、非常用電源を備えた福岡県防災・行政情報通信ネットワークを活用していくため、継続的な維持管理に協力するとともに、災害時等において効果的に運用できるよう、研修・訓練等を定期的に行い、操作等の習熟を図る必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

② 災害情報収集システムの活用【総務課】

村職員等が携帯電話やスマートフォン等で撮影した災害現場の写真をアップロードすることで自動的に電子地図上に表示できる災害情報収集システムを県が整備しており、災害時における迅速かつ正確な情報収集・伝達の体制強化を図るため、県の一斉演習等の取組みに村職員が積極的に参加し、災害時に同システムを活用した迅速かつ正確な情報収集ができるよう図る必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

③ 多数の人が集まる場所等における避難対策【総務課】

不特定多数の者が利用する施設では、災害時に利用者を安全に避難させるため、管理者等においてあらかじめ避難誘導體制を整備することとなっており、定期的な避難訓練等により避難誘導體制の実効性を高める必要がある。また、円滑かつ迅速な避難のため、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN (Wi-Fi) など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化する必要がある。(⑪官民連携)

④ 指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務課】

発災時の指定避難所の運営においては、研修や訓練を通じて、自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営について周知していくとともに、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した避難所運営マニュアルの作成を図る必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

⑤ 避難行動要支援者の避難支援【総務課】

避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務とされていることから、県の実施する市町村職員向けの研修や自主防災組織、民生委員等を対象とした研修会の開催、避難訓練の実施等を活用し、個別避難計画の策定に努める必要がある。(⑩人材育成)

⑥ 福祉避難所への避難体制の整備【総務課】

平成 28 年熊本地震では、福祉避難所に関する住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、県と連携して要配慮者及びその家族の参加する研修会や避難訓練を実施するなど、要配慮者の福祉避難所への避難体制の構築を図る必要がある。(⑨リスクコミュニケーション)

⑦ 外国人・観光客等に対する支援【総務課】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、県が、多言語防災ハンドブックの作成及び県ホームページへの掲載、防災メール・まもるくん英語版及び福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた災害時通訳・翻訳ボランティアの登録などを行っており、平常時からこのような取組みを村内の外国人に周知するとともに、その活用を促進する必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

⑧ 防災教育の推進【総務課、教務課】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校で防災に関する学習や防災訓練を実施しており、今後も継続していく必要がある。また、教職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、適宜行っていく必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等、⑨リスクコミュニケーション)

⑨ 避難行動等の教訓の広報啓発【●総務課】

平成 29 年 7 月九州北部豪雨において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組みを取りまとめるなどして県が作成した「福岡県防災ハンドブック」が配布・公開されており、これを活用し、各種会議やイベント等の機会を通じて災害時の教訓の普及啓発を図る必要がある。(⑨リスクコミュニケーション)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

① 公助による備蓄・調達の推進【総務課】

食料、飲料水、生活物資、避難所運営に必要な資機材等について、福岡県備蓄基本計画に定められた目標量の備蓄を行うとともに、災害時における物資供給について協定を結んでいる。公助による備蓄・調達の推進を図るため、このような取組みを継続するとともに、必要に応じ、備蓄物資の保管場所や緊急輸送手段を確保するための民間事業者との協定締結等を推進していく必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

② 自助・共助による備蓄の促進【総務課】

住民や自主防災組織、事業所、施設等の各主体による備蓄を促進するため、防災研修・訓練等における備蓄の啓発や広報誌等による広報・啓発を実施してきており、住民等におけるさらなる備蓄の促進に向けて、このような取組みを継続していく必要がある。(⑨リスクコミュニケーション)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

① 分散型エネルギーの導入促進【総務課、住民課】

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの地域における自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、非常用電源に加え、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化にも資する重要な設備であり、県や事業者と連携し、導入を促進する必要がある。併せて、非常時のエネルギー供給を確保するため、防災拠点、避難施設等への自立・分散型エネルギーの普及のための取組みが必要である。(⑦環境)

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

① 常備消防の充実強化の促進【総務課】

国や県の補助制度や地方債を活用し、消防本部の消防車両、資機材等の整備充実を促進するとともに、応援体制や活動現場での部隊運用がより円滑に行えるよう、平常時からの

福岡県消防相互応援協定に基づく消防本部の相互応援体制の整備の促進や大規模災害に備えた村と近隣市町村との相互応援協定の締結に努める。(8行政機能／防災・消防等)

② 消防団の充実強化【総務課】

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善や他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めることによる団員確保、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入促進を図る必要がある。(8行政機能／防災・消防等)

③ 自主防災組織の充実強化【総務課】

自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組みを行っていく必要がある。(9リスクコミュニケーション)

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

① 帰宅困難者に対する支援【総務課】

災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結に努め、帰宅困難者に対する支援の充実強化を図る必要がある。

(11官民連携)

2-5 被災地における医療機能の麻痺

① 避難所・現場救護所における医療機能確保【総務課、住民課】

避難所・現場救護所における医療を村単独で行うことは困難であるため、一般社団法人田川医師会等をはじめとする関係機関と連携できる体制を構築し、医療機能の確保を図ることが必要である。(2保健医療・福祉)

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

① 感染症・疫病の予防・まん延防止【住民課】

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・

手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理に加え、避難所の区分けやソーシャルディスタンスの確保、健康観察等による感染兆候等の早期発見などの感染症予防対策の実施が効果的であり、平常時から感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組む必要がある。また、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、平常時から県や国、関係機関との連携、情報共有を図る取組みを継続する必要がある。(②保健医療・福祉)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

① 健康管理体制の構築【住民課】

被災者の健康管理支援活動に関して、円滑かつ効果的に実施するために県が作成した災害時健康管理支援マニュアルに基づき、村や県の保健師等が、共通認識の下で互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に迅速に取り組む体制の構築が必要である。(②保健医療・福祉)

② 福祉避難所の設置・運営【総務課、住民課】

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の適切な設置・運営を推進する必要がある。(②保健医療・福祉)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

① 防災拠点となる公共施設の整備【総務課】

防災中枢機能を果たす村役場庁舎や消防施設をはじめ、村の災害対策活動・機能の中心となる防災拠点施設について、緊急性の高い施設等から整備を進めていく必要がある。

(⑧行政機能／防災・消防等)

② 業務継続体制の確保【総務課】

職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限に留めながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、村役場庁舎や業務全体を対象にした業務継続計画を策定するとともに、行政の業務継続体制の持続的改善に努める必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等)

③ 各種防災訓練の実施【総務課】

住民及び村職員の防災意識の高揚と地域防災力の向上、防災担当職員の技術の向上、関係機関とのさらなる連携強化を図るため、村において各種防災訓練を実施するとともに、県や関係機関の実施する防災訓練に積極的に参加する必要がある。(⑧行政機能／防災・消防等、⑨リスクコミュニケーション)

④ 受援体制の確保【総務課】

大規模災害発生時に村外からの広域的な応援・支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な災害対応を行うため、災害時受援計画に基づく体制を確保するとともに、計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組みが必要である。また、受援に係る災害対応能力の向上を図るため、訓練の検証結果を踏まえた計画の見直しが必要である。(⑧行政機能／防災・消防等)

⑤ 罹災証明の迅速な発行【総務課】

平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の対応状況の検証結果より、罹災証明書の発行を迅速に行うことが被災者の生活再建を進める上で重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や平常時からの調査・判定方法等の研修等の受講により、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を整備することが必要である。(⑧行政機能／防災・消防等)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

① 情報伝達手段の整備【総務課】

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を図る必要がある。(8行政機能／防災・消防等)

② 防災メール・まもるくんの運用【総務課】

住民が、災害・防災情報を利用登録者に対して電子メールで提供するシステムである県の防災メール・まもるくんを活用できるよう、広報紙への情報掲載や県のリーフレット・ポスターの配布・掲示等を通じた周知を行っており、このような取組みを継続して登録者数の拡大を図る必要がある。(8行政機能／防災・消防等)

③ 災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末への電力供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保が求められる。住民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、福岡県備蓄基本計画に基づき、情報の送り手側である村による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である住民や自主防災組織、事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける必要がある。(9リスクコミュニケーション)

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

① 各主体と連携したエネルギー需給の確保【総務課、住民課】

エネルギーを安定的に確保するため、事業者における省エネルギー対策の支援、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策を展開するなど、需給両面での取組みを進めるとともに、エネルギーを災害時においても確実に確保するためには、エネルギーインフラ（送電線・ガス管等）の災害対応力の強化を図ることが不可欠であり、非常用電源の普及促進や地域内でのエネルギー自給力の強化を図るため、事業者や住民等にも協力を求めていく必要がある。（⑦環境）

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

① 水道施設の耐震化推進【産業建設課】

国の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」等を基本とするアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画の策定により、水道施設の耐震化を推進する必要がある。（①住宅・都市）

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

① 浄化槽の整備【住民課】

老朽化した単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併処理浄化槽への転換を促進する必要があり、合併処理浄化槽設置への助成制度を設けている。合併処理浄化槽への転換を一層促進するため、設置補助の取組みを継続するとともに、合併処理浄化槽への理解の促進と普及に努める必要がある。（⑦環境）

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

① 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【産業建設課】

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県と連携してのり面等の防災対策を推進しており、引き続き、救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送道路やそこに

アクセスする道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に実施する取組みが必要である。(④交通・物流)

② 道路橋梁の耐震対策【産業建設課】

大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を実施していく必要がある。(④交通・物流)

③ 緊急輸送道路等の整備【産業建設課】

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置付けられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行うとともに、緊急輸送道路へアクセスする村道等についても整備を進める必要がある。(④交通・物流)

④ 啓開体制の強化【産業建設課】

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備を行う必要がある。(④交通・物流)

⑤ 道路の雪寒対策の推進【産業建設課】

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報板等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努めており、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、引き続きこのような取組みを進めるとともに、ソフト・ハード両面での取組みが必要である。(④交通・物流)

⑥ 生活道路の整備【産業建設課】

住民の避難時の利用等、災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を進める必要がある。(④交通・物流)

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

① 道路施設の老朽化対策【産業建設課】

村の管理する 55 橋の橋梁については、調査を行い、橋梁長寿命化修繕計画を策定している。道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を早急

に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。(4交通・物流、12老朽化対策)

② 河川管理施設の老朽化対策【産業建設課】

河川管理施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。(6土地保全・利用、12老朽化対策)

③ 砂防施設等の老朽化対策【産業建設課】

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。(6土地保全・利用、12老朽化対策)

④ 治山施設の老朽化対策【産業建設課】

治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。(5農林水産、12老朽化対策)

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

① 企業BCPの策定促進【総務課、産業建設】

中小企業等へのBCP策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組みを村内事業者を紹介している。緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後もBCPの策定普及や効果的な運用に向けた取組みが必要である。(③産業)

② 商工業者への事業継続支援【総務課、産業建設課】

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要があり、県、商工会・商工会議所、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会等において、平常時から県や商工団体等との間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続きこのような取組みが必要である。

また、近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動によるさらなる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組みを促すことなどが喫緊の課題となっていることから、村商工会と共同で作成した、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画に基づき、村内事業所の事業継続力を強化する必要がある。(③産業)

③ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【産業建設課】

大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図る観点から、村内の幹線道路の整備を県に促進するとともに、物流上重要な道路輸送網において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。(④交通・物流)

6-2 食料等の安定供給の停滞

① 農地の防災・減災対策【産業建設課】

既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生

じている地域を対象として、県と連携して、排水機、排水樋門、排水路等の整備を実施するほか、地すべり防止区域内の農地を保全するため、地表水、地下水の処理及び抑止工等の地すべり防止工事を実施するとともに、地すべり防止施設の長寿命化を図る必要がある。(⑤農林水産、⑫老朽化対策)

② 農業水利施設の老朽化対策【産業建設課】

農業生産力の維持安定を図るため、県と連携して農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定して施設の老朽化対策に取り組み、農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行う必要がある。(⑤農林水産、⑫老朽化対策)

③ 農道・林道の整備、保全【産業建設課】

避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路やう回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道トンネルや農道・林道橋の点検・診断を実施し、長寿命化計画の策定に取り組む必要がある。(⑤農林水産)

④ 農業用ハウスの補強【産業建設課】

近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、県と連携して、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を実施する必要がある。(⑤農林水産)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

① ため池の防災・減災対策【産業建設課】

豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある防災重点ため池として県が位置付けたため池 22 か所を中心に、ため池施設の点検・耐震診断、浸水想定区域図やハザードマップの作成に取り組んでおり、このような取組みを継続するとともに、近年の頻発する災害や施設の老朽化などの状況を踏まえ、計画的な改修や補強等を実施していく必要がある。(⑤農林水産)

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

① 有害物質の流出等による被害拡大の防止【住民課】

災害に起因する有害物質の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、有害物質の流出等により住民の生命身体に危険のおそれがあると認められる場合は、県や関係機関からの情報提供を受け、住民に対して周知等を行う必要がある。(⑦環境)

7-3 農地・森林等の被害による村域の荒廃

① 地域における農地・農業水利施設等の保全【産業建設課】

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、県と連携して、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援しており、農地等の地域資源の保全管理のため、このような取組みを継続していく必要がある。(⑤農林水産)

② 荒廃農地対策【産業建設課】

県や村農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進するため、国庫補助事業等を活用して、荒廃

農地の再生を支援しており、土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、このような取組みを継続していく必要がある。(5農林水産)

③ 森林の整備・保全【産業建設課】

森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐による針広混交林化や流木化する可能性の高い立木の伐採・搬出等に取り組むとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、県と連携して、森林所有者、森林組合等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を助成しており、森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、このような取組みを継続していく必要がある。(5農林水産)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、村災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努めるとともに、実効性の向上に向け、村職員等の人材育成を図る必要がある。(7環境)

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① 防災担当職員等の育成【総務課】

県による講習会の開催、講師の派遣、災害復旧事業の解説 DVD の作成・配布などの取り組みや実践的な能力を高めるための演習を活用し、防災担当職員の育成に取り組んでおり、さらなる育成を見据え、このような取り組みを継続していく必要がある。(8行政機能／防災・消防等)

② 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築【総務課】

災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結しておく必要がある。(8行政機能／防災・消防等)

③ 災害ボランティア活動の強化【総務課】

災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、県の開催する災害ボランティアコーディネーターの養成や災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成のための講習会等を活用して、村職員や村社会福祉協議会職員等の知識・技能の向上を図る必要がある。また、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の対応状況の検証結果より、災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が重要であることから、それらを踏まえた体制を整備する必要がある。(9リスクコミュニケーション)

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

① 地域コミュニティの活性化【教務課】

地域コミュニティ活性化に取り組むため、県の開催する市町村職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会への参加を推進するとともに、地域の災害対応力の向上には平常時からの地域コミュニティの強化が重要なことから、地域コミュニティ等の活動を支援していく必要がある。(9)リスクコミュニケーション)

② 被災者等支援制度の周知【総務課、住民課】

大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、県が各種被災者支援をまとめて「被災者支援関連制度」としてホームページで公表するものに加え、村独自の支援制度を被災者に速やかに周知する必要がある。(9)リスクコミュニケーション)

③ 貴重な文化財の喪失への対策【教務課】

文化財所有者・管理者等に対する破損防止対策や点検整備の指導により、被害を最小限に留めるよう努めるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。(9)リスクコミュニケーション)

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 地籍調査の推進【産業建設課】

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を推進し、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが必要である。(6)土地保全・利用)

② 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【総務課、産業建設課】

被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成するなど、供給体制の整備に努め、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。(1)住宅・都市)

③ 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【産業建設課】

災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅に関する応急的な住宅支援について県が取りまとめた「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る必要がある。**①住宅・都市**

(別紙2) 施策別関連リスクシナリオ整理表

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
施策名	住宅、特定建築物等の耐震化	学校施設の耐震対策等	医療施設、社会福祉施設等の耐震化の促進	応急危険度判定体制の整備	住環境等の整備	指定緊急避難場所となる施設等の整備、老朽化対策	火災予防対策の強化	消防力の強化	気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進	洪水に対するハザードマップの更新等	河川における水害対応タイムラインの策定・運用	「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進	適時適切な避難指示等の発令	人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進	治山施設の整備	土砂災害に対するハザードマップの更新、避難体制の強化	山地災害危険地区の周知	防災情報通信基盤の整備	災害情報収集システムの活用	多数の人が集まる場所等における避難対策	指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制	
リスクシナリオ (●…最も関連の深いもの ○…関連するもの)	1-1	●	●	●	●	●	●	●										○		○	○	
	1-2								●	●	●	●	●					○	○	○	○	
	1-3											○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	
	1-4																	●	●	●	●	
	2-1																					
	2-2																					
	2-3																					
	2-4																					
	2-5			○																		
	2-6																					
	2-7																					
	3-1																					
	4-1																		○			
	5-1																					
	5-2																					
	5-3																					
	5-4																					
	5-5									○					○	○						
	6-1																					
	6-2																					
7-1									○					○	○	○	○					
7-2																						
7-3																						
8-1																						
8-2																						
8-3																						
8-4																						

管理番号	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
施策名	避難行動要支援者の避難支援	福祉避難所への避難体制の整備	外国人・観光客等に対する支援	防災教育の推進	避難行動等の教訓の広報啓発	公助による備蓄・調達の推進	自助・共助による備蓄の促進	分散型エネルギーの導入促進	常備消防の充実強化の促進	消防団の充実強化	自主防災組織の充実強化	帰宅困難者に対する支援	避難所・現場救護所における医療機能確保	感染症・疫病の予防・まん延防止	健康管理体制の構築	福祉避難所の設置・運営	防災拠点となる公共施設の整備	業務継続体制の確保	各種防災訓練の実施	受援体制の確保	罹災証明の迅速な発行	
リスクシナリオ (●:最も関連の深いもの ○:関連するもの)	1-1	○	○		○	○			○	○	○	○							○			
	1-2	○	○		○	○					○								○			
	1-3	○	○		○	○					○								○			
	1-4	●	●	●	●	●					○								○			
	2-1						●	●													○	
	2-2						○		●													
	2-3									●	●	●									○	
	2-4						○					●										
	2-5													●		○					○	
	2-6													○	●	○					○	
	2-7													○	○	●	●				○	
	3-1																	●	●	●	●	●
	4-1																					
	5-1								○													
	5-2																					
	5-3																					
	5-4																					
	5-5																					
	6-1																					
	6-2																					
7-1																						
7-2																						
7-3																						
8-1																						
8-2																						
8-3																						
8-4																						

管理番号	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	
施策名	情報伝達手段の整備	防災メール・まもるくんの運用	災害・防災情報の利用者による対策促進	各主体と連携したエネルギー需給の確保	水道施設の耐震化推進	浄化槽の整備	道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	道路橋梁の耐震対策	緊急輸送道路等の整備	啓開体制の強化	道路の雪寒対策の推進	生活道路の整備	道路施設の老朽化対策	河川管理施設の老朽化対策	砂防施設等の老朽化対策	治山施設の老朽化対策	企業BCPの策定促進	商工業者への事業継続支援	代替性確保や信頼性を高めるための道路整備	農地の防災・減災対策	農業水利施設の老朽化対策	
リスクシナリオ (●:最も関連の深いもの ○:関連するもの)	1-1	○	○	○			○	○	○	○		○	○						○			
	1-2	○	○	○			○		○	○		○	○	○					○			
	1-3	○	○	○			○		○	○		○	○		○				○			
	1-4	○	○	○							○											
	2-1				○		○	○	○	○		○	○							○		
	2-2			○			○	○	○	○	○	○	○							○		
	2-3						○	○	○	○		○	○							○		
	2-4						○	○	○	○		○	○							○		
	2-5						○	○	○	○		○	○							○		
	2-6					○																
	2-7																					
	3-1																					
	4-1	●	●	●																		
	5-1				●			○	○	○	○		○	○						○		
	5-2					●																
	5-3						●															
	5-4							●	●	●	●	●	●	○						○		
	5-5							○	○	○	○	○	○	●	●	●	●			○		
	6-1							○	○	○	○						●	●	●			
	6-2					○		○	○	○	○						○	○	○	○	●	●
7-1														○	○	○				○	○	
7-2																						
7-3																				○		
8-1							○	○	○	○			○						○			
8-2																						
8-3																						
8-4																						

管理番号	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
施策名	農道・林道の整備、保全	農業用ハウスの補強	ため池の防災・減災対策	有害物質の流出等による被害拡大の防止	地域における農地・農業水利施設等の保全	荒廃農地対策	森林の整備・保全	災害廃棄物処理体制の整備	防災担当職員等の育成	公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築	災害ボランティア活動の強化	地域コミュニティの活性化	被災者等支援制度の周知	貴重な文化財の喪失への対策	地籍調査の推進	建設型応急仮設住宅の供給体制の整備	公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備
リスクシナリオ (●:最も関連の深いもの ○:関連するもの)	1-1																
	1-2																
	1-3						○										
	1-4																
	2-1		○														
	2-2	○								○							
	2-3																
	2-4																
	2-5																
	2-6																
	2-7																
	3-1																
	4-1																
	5-1																
	5-2																
	5-3																
	5-4																
	5-5																
	6-1																
	6-2	●	●			○											
7-1			●		○												
7-2				●													
7-3					●	●	●										
8-1								●									
8-2									●	●	●						
8-3											●	●	●				
8-4														●	●	●	